

省エネルギー計算書作成サービス 証明書等取得サポート ご利用の手引き

省エネルギー計算書作成サービス ご利用の手引き 目次

1. ご利用にあたって.....	3
2. 利用申請.....	4
3. サービス内容.....	4
4. 料金等.....	5
5. 計算書等の作成の流れ.....	6、7
6. 必要書類.....	8
7. 成果物.....	9
8. 料金の請求.....	9
9. 再計算のご依頼.....	10
10. よくあるご質問.....	11

《必要書類の例》

各階平面図.....	12、13
立面図.....	14、15
矩計図.....	16
基礎伏図.....	17

1. ご利用にあたって

弊社の省エネルギー計算書作成サービス等のご利用にあたっては、「省エネルギー計算書等作成サービス業務約款」をご一読のうえ、以下の注意事項に必ずご確認・同意いただくようお願い申し上げます。

< 省エネルギー計算書作成サービス ご利用に係る注意事項 >

- ① 本サービスのご利用対象は、原則としてまもりすまい保険（新築瑕疵担保責任保険）にお申込みいただく住宅といたします。
- ② 手引きに定める必要書類（p8「6.必要書類」）に不備不足がある場合、計算を開始出来ない場合がございます。弊社よりご提出依頼があった際はご協力をお願いいたします。
- ③ 受付完了後に間取り、面積、高さ、仕様等の変更が生じた場合、再計算として有償での対応となります。
- ④ 一次エネルギー計算書の作成にあたり、仕様が分かる資料のご提出が無い場合は評価の対象といたしません。
- ⑤ 計算完了後、ご依頼時の内容（ご提出書類の記載内容）と計算書結果の整合性をご確認いただくため、暫定納品を行います。内容確認後「内容確認済（修正無し）」または「修正のご連絡」を5営業日以内にお願います。ご連絡いただけない場合は、サポート終了とさせていただきます。サポート終了後は審査機関からの補正依頼を除き有償にて対応いたします。
- ⑥ 弊社が提供する根拠図には、設備機器等の仕様についての追記等は、原則として行うことができません。
- ⑦ 計算書等に記載される各種数値は、ご提出いただいた書類や行政機関またはその関係団体が定める要綱、技術的基準、ガイドライン等に基づいて算出した数値であり、弊社は如何なる性能を保証するものではありません。
- ⑧ 「省エネルギー計算書作成サービス」のみをご利用の場合、BELS等の各種証明書の取得、または税制優遇等を受けられる場合、別途審査機関への申請が必要となります。
※省エネルギー計算書、エネルギー消費性能の評価書（自己評価）を各種証明書の代わりとするとは出来ません。
- ⑨ 原則として木造300㎡以下の専用户建住宅（「証明書等取得サポート」をご利用の場合、200㎡以下の木造の戸建住宅）のみ通常料金にて本サービスをご利用いただけます。RC造/S造/SRC造/混構造/併用住宅/300㎡超の戸建住宅/計算にあたり複雑な形状と思われるもの/共同住宅/その他についての詳細は別途お見積り対応となります。
- ⑩ 「省エネルギー計算書作成サービス」のみをご利用の場合、審査機関からの質疑対応は無償で行い、必要に応じてU値計算書・一次エネルギー消費量計算結果・根拠図の補正のみを行います。

2. 利用申請（初回のみ）

『省エネルギー計算書作成サービス利用申請書』をメールにてご提出ください。

メール送信先アドレスは keisan@mamoris.jp です。

受付が完了しますと、弊社より「省エネルギー計算書作成サービス専用の事業者登録番号」をメールにてお送りいたします。この事業者登録番号発行後、計算依頼の受付が可能となります。

3. サービス内容

①『省エネルギー計算書作成サービス』

- ・外皮性能、一次エネルギー消費量の計算及び外皮面積算出根拠図の作成
- ・国が指定する WEB プログラムより作成した自己評価の省エネ性能ラベル、エネルギー消費性能の評価書（以下、「省エネ性能ラベル及び評価書」という）の作成

②『証明書等取得サポート』

- ・外皮性能、一次エネルギー消費量の計算及び外皮面積算出根拠図の作成
- ・省エネ性能ラベル及び評価書の作成
- ・下表の証明書等の申請手続きの代行

a	BELS 評価書
b	認定低炭素住宅適合証
c	フラット 35S 設計検査に係る通知書

※認定長期優良住宅建築証明書、住宅性能評価書、その他の証明書等の取得サポートにつきましては弊社までご相談ください。

③『300 m²以上の共同住宅に係る所管行政庁への届出サポート』

- ・外皮性能、一次エネルギー消費量の計算及び外皮面積算出根拠図の作成
- ・届出申請書作成サポート
- ・届出先行政庁からの問合せ対応サポート

4. 料金等

サービス内容		対象		料金（税込）
省エネルギー計算書作成サービス		300㎡以下の木造の専用户建住宅 ^{※1}		51,700 円
		上記以外		お見積
証明書等取得 サポート	a. BELS 評価書	200㎡以下の木造の専 用户建住宅 ^{※1}	審査料込み（弊社指 定の審査機関に限る）	129,580 円
			審査料別途 ^{※2}	93,500 円
		上記以外		お見積
	b. 認定低炭素住宅適 合証	200㎡以下の木造の専 用户建住宅 ^{※1}	審査料込み（弊社指 定の審査機関に限る）	121,000 円
			審査料別途 ^{※2}	93,500 円
		上記以外		お見積
c. フラット 35S 設計 検査に係る通知書 （住宅工事仕様書の 作成を除く）	200㎡以下の木造の専 用户建住宅 ^{※1}	審査料別途 ^{※2}	93,500 円	
	上記以外		お見積	
所管行政庁への届出サポート		300㎡以上の共同住宅		お見積

※1 「RC造/S造/SRC造/混構造」、「併用住宅」、「共同住宅」及びこの他計算にあたり複雑な形状と判断される住宅に係る料金、納期及び成果物等については、弊社までお問合せください。

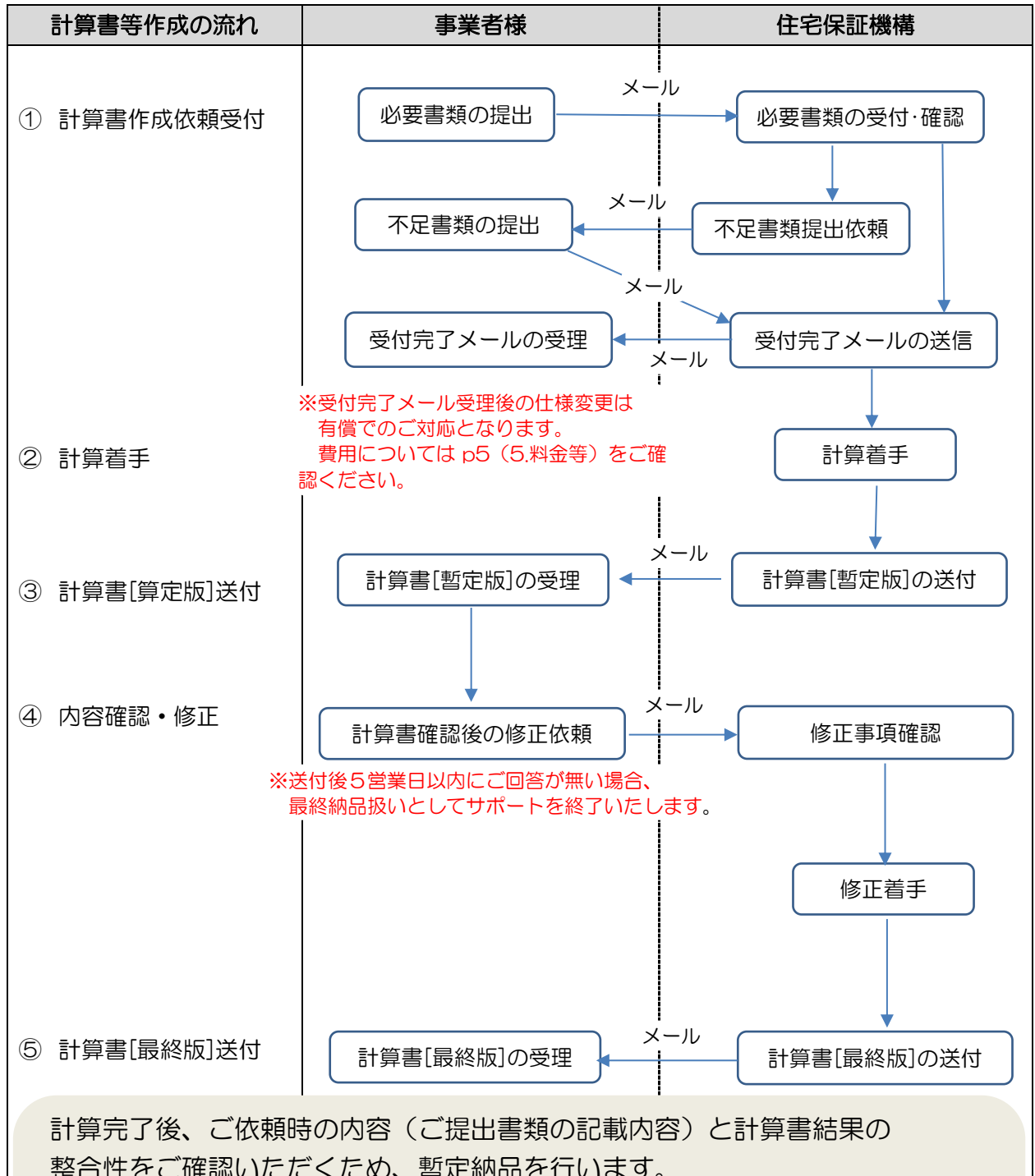
※2 WEB 申請システムにより申込ができる審査機関に限ります。郵送等による申込の場合は別途料金がかかります。

5. 計算書等の作成の流れ

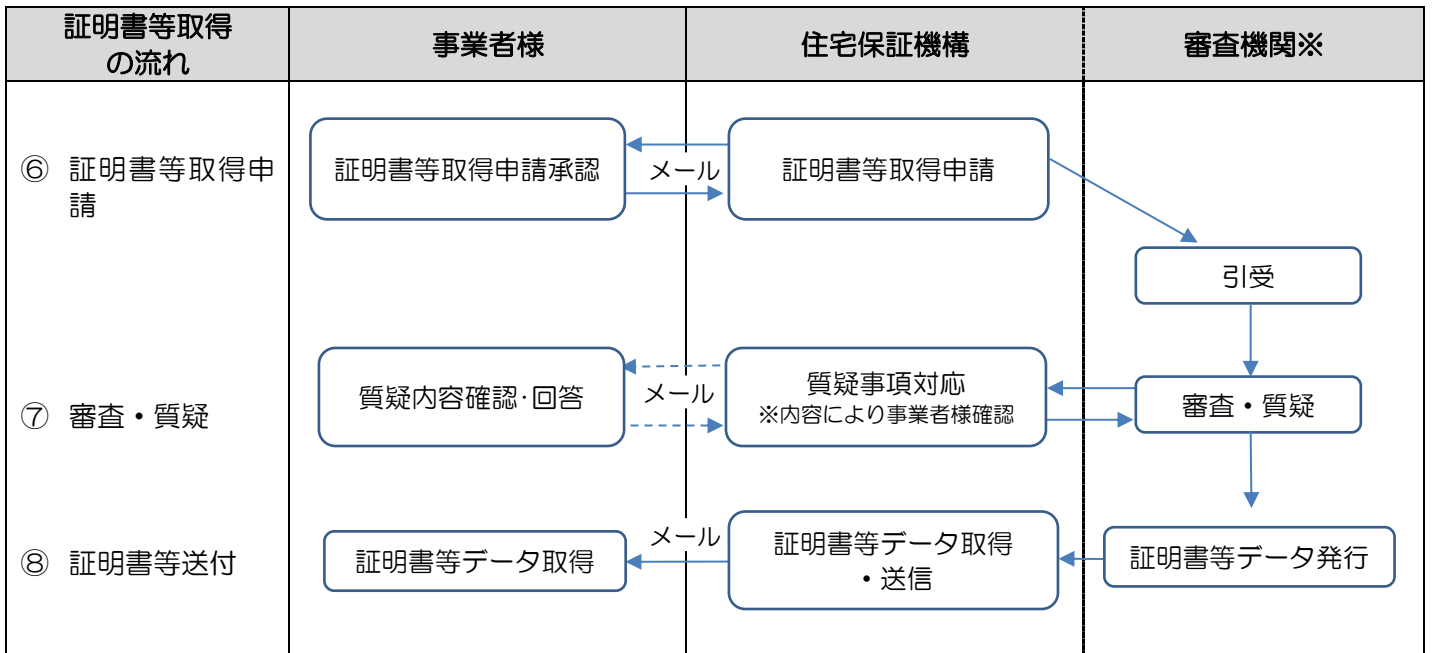
計算書等の作成の流れは以下のとおりです。必要書類（p8 参照）をメールにて提出してください。

メール送信先アドレスは keisan@mamoris.jp です。

①『省エネルギー計算書作成サービス』



②『証明書等取得サポート』



※上記は、弊社指定の審査機関にて証明書等を取得する場合の手続きの流れです。その他の審査機関をご利用する場合の手続きは、弊社までお問合せください。

6. 必要書類

	提出書類	ファイル形式	記載項目	省エネ計算のみ	証明書等取得サポート
1	省エネ計算依頼シート	xlsx	・書式に定める項目	●	●
2	外皮・設備機器仕様一覧表	xlsx	・書式に定める項目	●	●
3	省エネ性能ラベル・証明書記載事項	xlsx	・書式に定める項目	●	●
4	確認申請書 1～6 面の写し	pdf		-	●
5	案内図	pdf		●	●
6	配置図	Jw または dxf		●	●
7	建物求積図	Jw または dxf		-	●
8	各階平面図	Jw または dxf	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の詳細寸法 ・建具（玄関扉、サッシ等）の仕様及び寸法 ・窓ガラス（天窓含む）の仕様 ・建物方位 ・各室の天井高 (天井断熱で同一階に天井高が異なる部分がある場合) 	●	●
9	立面図	Jw または dxf	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根勾配 ・軒出寸法 ・天窓、太陽熱給湯パネルの設置位置（設置する場合） 	●	●
10	矩計図	Jw または dxf	<ul style="list-style-type: none"> ・各高さ寸法（基礎天端、土台天端、各階床高、各階軒高、各階天井高） ・各部断熱材の種別及び厚さ（基礎、床、壁、天井、屋根、外気に接する床） ・外内部仕上げ ・通気構法の有無 ・屋根通気の有無（屋根断熱の場合） 	●	●
11	基礎伏図	Jw または dxf	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎立上り位置 ・平面寸法 ・基礎断熱の施工範囲・寸法（外周部以外に基礎断熱を施す場合） 	●	●
12	換気計算書	pdf	・確認申請にご提出する計算書をご提出ください。	●	●
13	断熱材・設備のカタログ ※ カタログの該当する商品に印をつけてください。	pdf	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱材、開口部の仕様を確認できる資料。 ・一次エネルギー計算で評価する設備機器の仕様を確認できるカタログ ・照明プラン ※カタログのご提出が無い場合は評価の対象といたしません。	●	●
14	仕様書	pdf	・上記記載項目について、仕様書にまとめている場合は、仕様書の提出に代えることができます。	▲	▲

※「所管行政庁への届出サポート」に関する必要書類は、弊社までお問合せください。

7. 成果物

暫定納品時に以下の成果物をメール（データを添付）にて納品いたします。

※最終納品では暫定納品時に修正依頼をいただいたもののみ納品いたします。

- | |
|--|
| <p>(1) 計算書・根拠図</p> <ul style="list-style-type: none">・ U 値計算書・ 一次エネルギー消費量計算結果
(建築研究所の一次エネルギー消費量計算プログラムを利用した入力結果)・ 根拠図
(いただいた図面に「居室の種別」「U 値計算書の計算表No.」の情報を追記します) <p>(2) 省エネ性能ラベル及び評価書</p> <p>(3) BELS 評価書等の証明書等</p> <p>※『証明書等取得サポート』をご依頼いただいた場合に限りです。</p> <p>※証明書等の原本は、審査機関よりご指定のご住所に直送となります。</p> <p>なお、BELS 評価書は、原則、電子データのみによる納品となります。</p> |
|--|

※「所管行政庁への届出サポート」に関する成果物は、弊社までお問合せください。

8. 料金の請求

毎月 1 日から末日までに最終納品（「証明書等取得サポート」の場合は証明書等データのご送付）を行った物件について、翌月 5 営業日頃に「ご請求書兼ご利用明細書」を送付し、その月の 26 日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に貴社ご指定の口座から振替させていただきます。まもりすまい保険等の届出（登録）事業者のお手続きをいただいている場合は、原則、事業者届出（登録）時にご提出いただいた口座から振替させていただきます。

<料金のご請求にかかる注意事項>

- ・ お支払指定口座への入金は、振替日の前営業日までにお願いたします。
- ・ 住宅保証機構(株)の口座振替業務は、みずほファクターが代行しております。
- ・ 預金通帳には、「MHF ホシヨウキコウ」の名称で表示されます。
- ・ まもりすまい保険の届出事業者のお手続きをされていない場合や、事業者届出時にご提出いただいた口座以外をご指定される場合は、初回ご請求時に同封する「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を弊社までご提出ください。
- ・ 振替の手続きには 1、2 ヶ月かかります。手続き完了までの間は、弊社指定の口座にお振込みください。
なお、振込手数料は、貴社負担となりますことご了承ください。

9. 再計算のご依頼

再計算をご依頼いただく場合は、以下の書類をメールにて提出してください。

メール送信先アドレスは keisan@mamoris.jp です。

<再計算依頼に必要な書類>

①	再計算依頼シート
②	必要書類（6.必要書類 参照）のうち変更箇所がある書類 ※ 変更内容が分かるように明示してください。

再計算にかかる費用は、変更内容により異なります。以下をご参照ください。

<再計算のご利用料金>

変更内容により料金が異なりますので、事前にご相談ください。

変更内容	料金
次の①～⑤の変更 ① 間取り、天井高さ ② 方位、建物高さ ③ 屋根形状、屋根勾配 ④ 開口部の数、開口部の寸法 ⑤ 断熱境界の位置（屋根断熱 → 天井断熱）	変更 1 回 [※] につき 44,000 円（税込） ※①～⑤のうち、複数項目について同時に変更する場合は 1 回とカウントします。
A 設備仕様の変更 B 次の①～③の変更 ① 断熱材の種類、断熱材の厚さ ② 窓の仕様（サッシ材料、ガラス種別） ③ 建設地（地域区分）	変更 1 回 [※] につき 13,200 円（税込） ※同時に複数変更する場合は 1 回とカウントします。
次の①または②の変更 ① 物件名 ② 地名地番 （地域区分・気象地点が変わらない範囲に限る）	無料 ※ 1 回まで

※BELS 評価書等の発行後に再発行を行う場合、変更内容に関わらず全て有償での対応となります。

なお、計算結果が基準値を満たさなかった場合、軽微な変更に関し無償で再計算対応をいたします。仕様のご提案をさせていただくにあたり、優先順位を「省エネ計算依頼シート」にご記載のうえ、ご指示ください。

例) 屋根、壁の断熱材の厚みを変更／断熱材の種類を変更（断熱材の種類をご指示ください）
サッシの種類を変更

10. よくあるご質問

Q 1 受付から納品までにどの位の期間がかかりますか？

A 1

① 省エネルギー計算書作成サービス

原則、「300㎡以下の木造の専用户建住宅」の場合、概ね受付から2週間程度で納品いたします。なお、やむを得ない事情により納期が遅れる可能性がある場合は、受付前にその旨をご案内いたします。

その他の住宅については、住宅の構造・形状等により納期が異なる場合がございますので、お申込み前に弊社までお問合せください。

② 証明書等取得サポート

原則、「200㎡以下の木造の専用户建住宅」の場合、概ね受付から3、4週間程度で納品いたします。なお、やむを得ない事情により納期が遅れる可能性がある場合は、受付前にその旨をご案内いたします。

その他の住宅については、住宅の構造・形状等により納期が異なる場合がございますので、お申込み前に弊社までお問合せください。

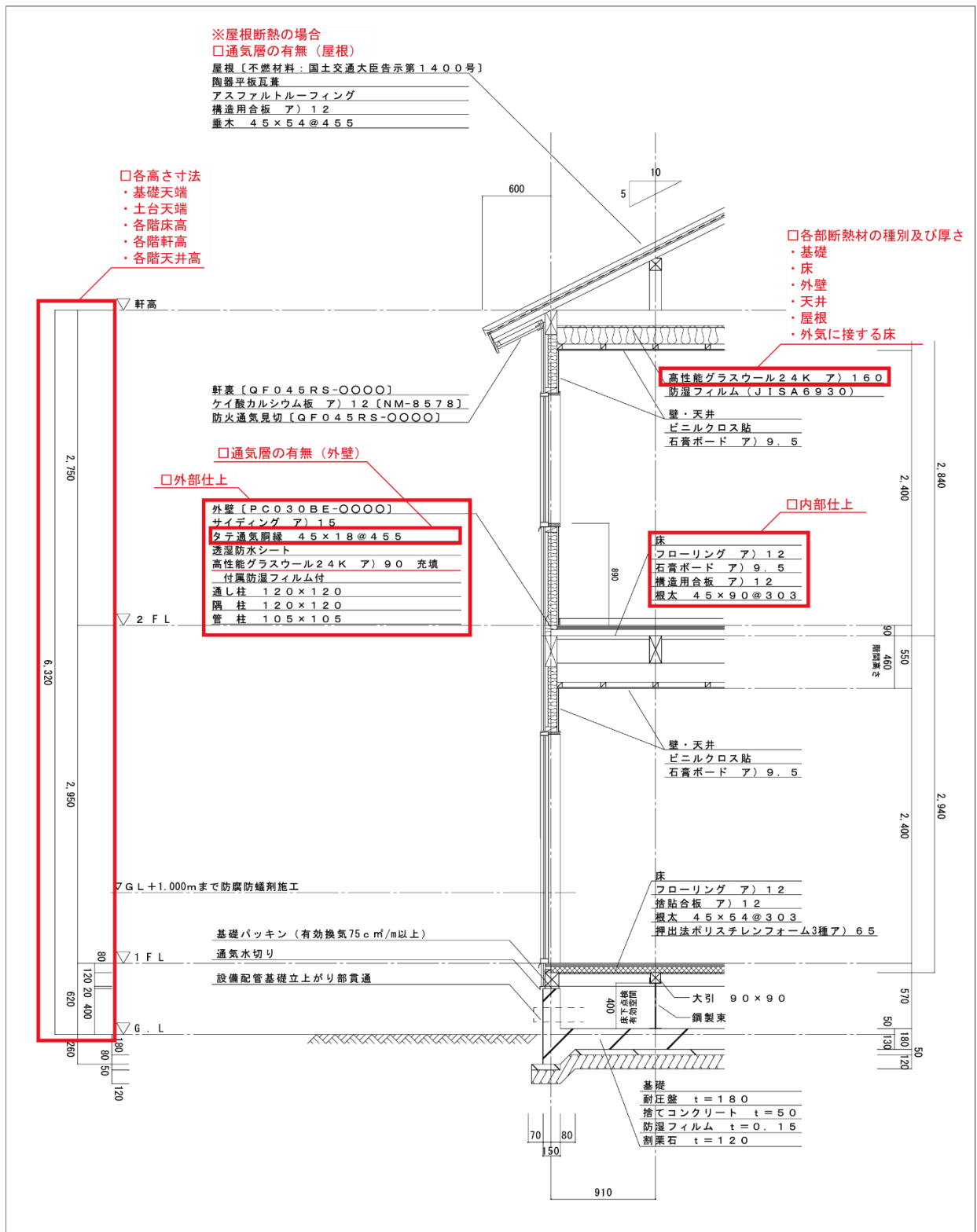
Q 2 「計算にあたり複雑な形状と判断される住宅」とは、どのような住宅ですか？

A 2 「平面や立面にR形状や90度以外の角度がついた壁のある住宅」「半地下がある住宅や敷地内のG/Lが一定でない住宅」「改築後の住宅」などの住宅です。

Q 3 仕様書がある場合も、図面に必要な記載項目を記載する必要はありますか？

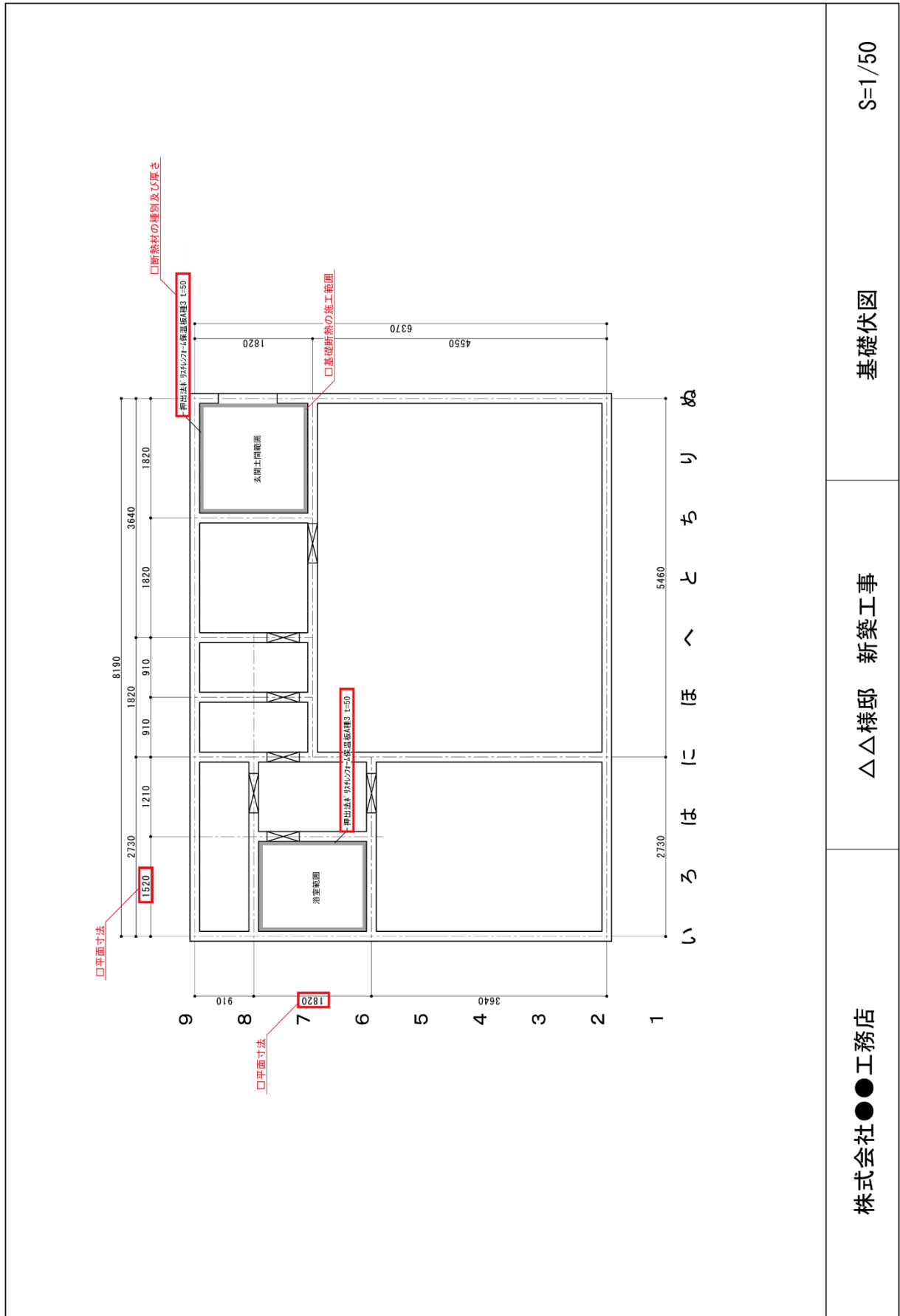
A 3 仕様書にまとまっている項目は、図面への記載は省略することができます。

《 矩計図 》



SCALE	1/30	M	8
DATE			
TITLE	矩計図		
PROJECT	〇〇株式会社 新築工事		
DESIGNER	株式会社 〇〇建設		
DATE			
SCALE	1/30	M	8

《基礎伏図》



株式会社●●工務店

△△様邸 新築工事

基礎伏図

S=1/50

住宅保証機構株式会社

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-1-38 芝公園三丁目ビル（技術管理課）

E-mail : keisan@mamoris.jp